

4 行政処分・罰則について

老人福祉法に規定する行政処分には、改善命令と事業停止命令がある。

このうち改善命令は、何らかの方法で指導監督が行われ、再三の指導に関わらず事業者に改善がみられない場合に行われる行政処分である。また、再三の指導に関わらず改善がみられず、そのことが入居者の安心や安全を脅かすものであるとき、地方自治体は事業停止命令を行うことができる。

事業停止命令を行った場合、事業者は生活支援、食事、介護等のサービス提供を行うことが禁止される。このため、入居者の生活が結果的に立ちいかなくなるため、法令上で地方自治体には入居者の住み替え先を紹介するなどに努めなければならない。

現在までに各自治体から出された改善命令の多くは、入居者への虐待事件に伴うものである。また、事業停止命令については、現時点で行われた事案はない。

各自治体が行政処分の権限を有しながらこれまでに処分実績が少ない理由について調査したところ、多くの自治体からは「判断基準がないから」「告発を伴うため慎重にならざるを得ない」、等の意見が寄せられた。

○改善命令について

老人福祉法

第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第39条

第18条の2第1項又は第29条第13項の規定による命令に違反したものは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○事業停止命令について

老人福祉法

第29条

14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

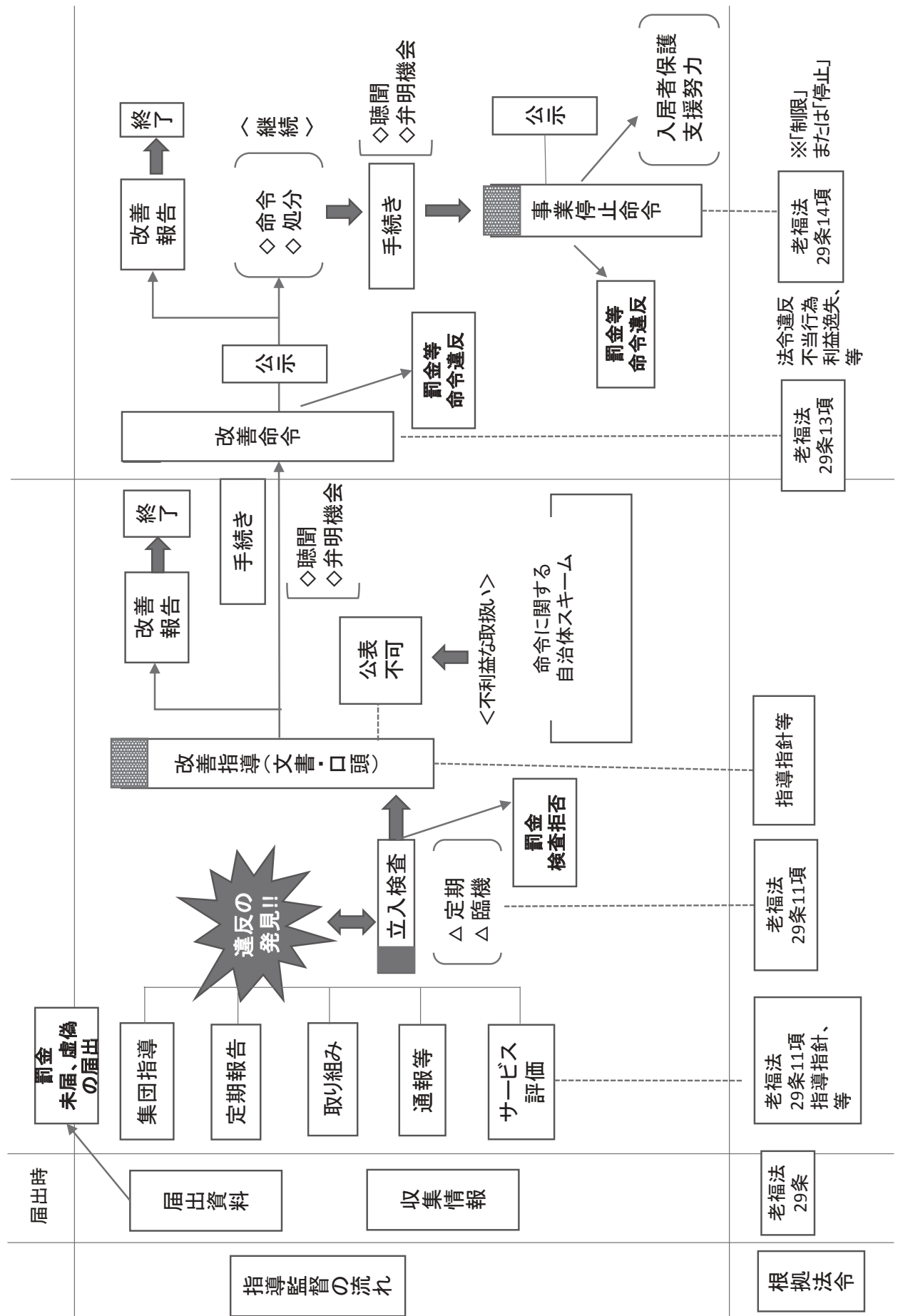
16 都道府県知事は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第14項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第38条 第20条の7の2第2項の規定又は第29条第14項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条(第29条第14項に係る部分に限る。)又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◇資料44	設置届から事業停止命令までの一般的な流れ	P174
◇資料45	改善命令・事業停止命令の考え方(例)	P175
◇資料46	改善命令の事例	P176



1. 報告の徴求

- 違反事項の事実認識
- 発生原因の分析
- 改善策、対応策、その他

2. 再報告の求め

報告内容をさらに精査する必要がある場合の確認

聴聞会・弁明の機会

3. 改善命令

事業の健全性、適切性の観点で重大な問題が認められる場合、または自主的な改善が見込めない場合に、改善計画の提出と実行を命じる。

聴聞会・弁明の機会

4. 事業停止命令

- 改善事項を精査した結果、故意性・悪質性・組織性・反復性、被害の程度、隠ぺい、等により、重大な法律違反や公益を害する行為に改善の見込みがあると認められない場合に、事業の停止または制限を行う。
- 必要に応じて入居者の住み替え等の支援に努める。

○例1

1 有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地

〇〇〇〇会

△△△市△△△町△△△番地

2 有料老人ホームの名称及び所在地

〇〇〇〇〇

△△△市△△△町△△△番地

3 命令の内容

法人が経営する有料老人ホーム「〇〇〇」について、老人福祉法に基づき県に届出のあった事項が履行される体制を早急に確保し、入居者の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な措置を講ずること。

また、平成〇〇年〇月〇日までに必要な措置に係る改善計画書を提出すること。

4 命令を行う理由

平成〇〇年〇月〇日に聞き取り調査を、同16日に老人福祉法に基づく立入検査を実施した結果、特に職員の配置や入居者に提供するとした介護に関するサービス内容について、施設の現況と重要事項説明書等の内容とに齟齬を来していることが確認された。

同22日に入居者の処遇に万全を期すよう行政指導を行い、同30日に改めて施設を訪問し、対応状況を確認したところ、体制に一定の改善は見られたものの、重要事項説明書等の内容に鑑みれば、一層の改善が必要であると判断された。

このことは、老人福祉法第29条第13項に規定する「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

5 命令年月日

平成〇〇年〇月〇日

(参考) 老人福祉法関係条文抜粋

(有料老人ホーム)

第二十九条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

○例 2

1 処分対象事業者の概要

- (1) 法人名：〇〇〇〇会
- (2) 法人所在地：△△△市△△△町△△△番地
- (3) 事業所名：〇〇〇〇〇
- (4) 事業所所在地：△△△市△△△町△△△番地
- (5) サービスの種類：サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）

2 処分の内容

改善命令

3 処分の原因となる事実

入居者に対し性的虐待を行った。

4 今回の処分による入居者への影響

改善命令は、設置者に対してその改善に必要な措置を採るべきことを命じるものであり、入居者のサービス利用に影響を及ぼすものではない。

○例 3

1 行政処分の対象

【設置者】

法人名 株式会社〇〇〇〇
所在地 △△△市△△△町△△△番地
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇（〇〇〇〇 〇〇〇〇）
開設年月日 平成〇〇年〇月〇日

【事業所名】

事業所名 〇〇〇〇〇
所在地 △△△市△△△町△△△番地
施設種類 有料老人ホーム（定員30人）
開設年月日 平成〇〇年〇月〇日

2 行政処分を行う理由

株式会社〇〇〇〇が設置運営する有料老人ホーム「〇〇〇〇〇」内において、高齢者虐待（入居者に対する無資格者の医行為）が行われたため。

3 行政処分の内容

虐待再発防止計画の策定及び同計画の履行からなる改善命令

4 今後の対応

当該施設において、適正な虐待再発防止計画が策定され同計画が着実に実施されるよう、△市と連携し、指導及び改善状況の把握を継続していきます。

（参考資料）行政処分に係る老人福祉法関係条文抜粋

（有料老人ホーム）

第二十九条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。